

# 国立大学法人運営費交付金の行方

## — 「評価に基づく配分」をめぐる —

竹内 健太  
(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 運営費交付金の仕組み
  - (1) 運営費交付金の概要
  - (2) 運営費交付金の推移
  - (3) 運営費交付金における従来の「評価に基づく配分」の仕組み
3. 2019年度予算編成に係る主な議論 ～「評価に基づく配分」をめぐるスタンスの違い～
  - (1) 文部科学省の概算要求
  - (2) 財政制度等審議会財政制度分科会における議論
  - (3) 国立大学協会会長の声明
  - (4) 国会における主な質疑
  - (5) 総合科学技術・イノベーション会議における内閣総理大臣の発言
4. 2019年度以降の「評価に基づく配分」の方向性
5. おわりに

### 1. はじめに

政府は、少子高齢化やグローバル化が進展する社会において、Society5.0に向けた人材育成やイノベーション創出の基盤となる大学改革は急務であるとして、様々な改革を進めている<sup>1</sup>。

こうした中、国立大学法人運営費交付金等（以下「運営費交付金」という。）についても、その配分の在り方が見直されてきており、とりわけ2019年度予算においては、従来その大部分を前年度同額で固定して配分してきた仕組みを、運営費交付金の約1割（1,000億円

<sup>1</sup> 一例として、第198回国会（常会）における柴山文部科学大臣所信（第198回国会参議院文教科学委員会会議録第2号1～3頁（2019.3.12））を参照のこと。

分)を「評価に基づく配分」とする仕組みに改めるなど、大幅な見直しが行われた。

本稿では、運営費交付金の仕組みを概説するとともに、2019年度予算編成における「評価に基づく配分」に係る主な議論を振り返ることとしたい。

## 2. 運営費交付金の仕組み

### (1) 運営費交付金の概要

2003年7月、国立大学法人法等関係6法が成立し、翌2004年度から、国立大学は法人化された。各国立大学法人は、「中期目標」<sup>2</sup>及び「中期計画」<sup>3</sup>に基づき、教育研究活動を行っており、現在は、第3期中期目標期間(2016～2021年度)に当たる<sup>4</sup>。

国立大学法人に対しては、業務運営に要する経費として、国から運営費交付金が財政措置されている。運営費交付金は、6年間の中期目標期間を通じて、各国立大学法人がそれぞれの中期目標・中期計画に基づき、安定的・持続的に教育研究活動を行っていくために必要な基盤的経費であり、原則として、使途が特定されない「渡し切りの交付金」である<sup>5</sup>。

運営費交付金は、文部科学省予算において、義務教育費国庫負担金に次いで大きな割合を占めており、2019年度予算(一般会計)では、同省予算(5兆3,203億円(「臨時・特別の措置」を除いた金額))の約2割(1兆971億円)となっている。

### (2) 運営費交付金の推移

運営費交付金の推移は図表1のとおりである。2004年度の国立大学法人化以降、減少傾向にあり、近年はほぼ横ばいである。金額としては、制度創設当初(2004年度:1兆2,415億円)に比べ、約1割減少している。

なお、この背景としては、国が、法人化前後から、「選択と集中」と呼ばれる競争政策を導入してきたことが挙げられる。「選択と集中」は、効率的に研究成果を引き出すことを目的に、①基盤的経費である運営費交付金を削減し<sup>6</sup>、②代わりに、研究者が応募・審査を経て獲得する競争的資金(例:科研費、補助金)を手厚くする政策である<sup>7</sup>。

---

<sup>2</sup> 6年間に於いて達成すべき業務運営に関する目標。当該国立大学法人等の意見を聴き、文部科学大臣が定める。

<sup>3</sup> 中期目標を達成するための計画。各国立大学法人が作成し、文部科学大臣の認可を受ける。

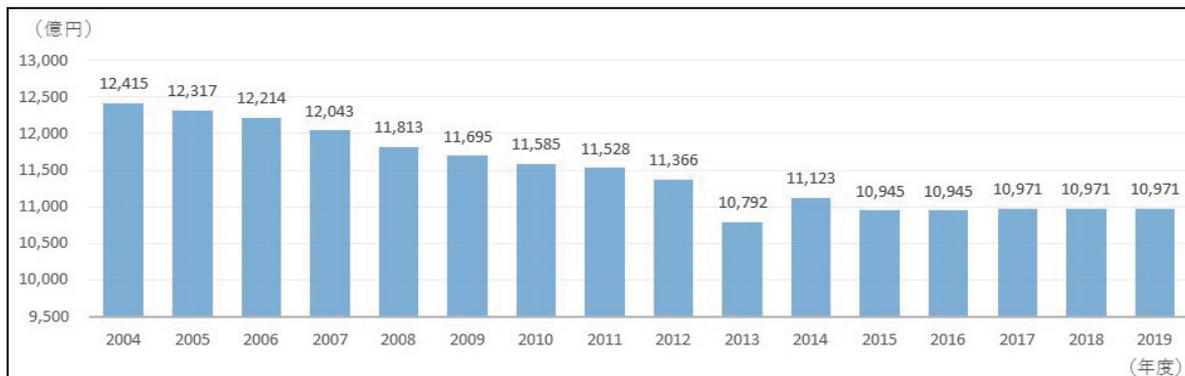
<sup>4</sup> 第1期:2004～2009年度、第2期:2010～2015年度、第3期:2016～2021年度、第4期:2022～2027年度。

<sup>5</sup> 文部科学省『平成16年度文部科学白書』190頁、第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について 審議まとめ」(2015.6.15)〈[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2015/06/23/1358943\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/06/23/1358943_1.pdf)〉(2019.4.23最終アクセス(以下同じ))2頁

<sup>6</sup> 例えば、第1期中期目標期間(2004～2009年度)においては、業務運営の効率化等を目的に、「効率化係数」(毎年度1%の減額)が導入され、これに基づき、毎年度、運営費交付金が減額された。

<sup>7</sup> 『朝日新聞』(2018.10.18及び2018.10.27)、『読売新聞』(2019.2.13)など。「選択と集中」に基づく政策に対しては、我が国における研究力の低下をカバーするどころか、更に悪化させたとの指摘もある(一例として、豊田長康『科学立国の危機 失速する日本の研究力』(東洋経済新報社、2019年)320頁)。

図表 1 運営費交付金予算額の推移



(注) 2017 年度・2018 年度予算額には、国立大学法人機能強化促進費を含む。

(出所) 文部科学省資料を基に作成

### (3) 運営費交付金における従来の「評価に基づく配分」の仕組み

運営費交付金の一部については、2019 年度以前から、「評価に基づく配分」が行われており、その枠組みとしては、①国立大学法人評価に基づく配分、②重点支援評価に基づく配分の 2 つがある。

#### ア 国立大学法人評価に基づく配分<sup>8</sup>

国立大学法人評価に基づく配分は、国立大学法人評価（6 年間の中期目標・中期計画の達成状況を確認するための評価）の結果に基づき、各国立大学から提出された運営費交付金の一部を、傾斜的に再配分するものである。

配分総額は、年間 30 億円であり、第 3 期中期目標期間（2016～2021 年度）の 6 年間においては、第 2 期（2010～2015 年度）の評価結果に応じた額が各大学に配分される。後述の重点支援評価に基づく配分額とは大きな差があり、また、評価結果の運営費交付金への反映方法・各大学への配分結果については、公開されていない。

#### イ 重点支援評価に基づく配分<sup>9</sup>

第 3 期中期目標期間の運営費交付金については、各大学の強み・特色を發揮し、機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援することを目的に、「3 つの重点支援の枠組み」が創設された<sup>10</sup>。

「3 つの重点支援の枠組み」において、各大学は、国が提示した 3 つの枠組み（①地域のニーズに応える人材育成・研究を推進、②分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進、③世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進）から 1 つを選択するとともに、第 3 期中期目標を踏まえ、予算上の重点支援の枠組みに応じた「ビ

<sup>8</sup> 本節の記述は、田中弥生「国立大学改革～評価と運営費交付金から捉えた課題～」行政管理研究センター編『季刊評価クォーターリー』第 48 号（2019. 1）14～15 頁を基にしている。

<sup>9</sup> 本節の記述は、文部科学省「平成 30 年度国立大学法人運営費交付金の重点支援の評価結果について」（2018. 3. 28）〈[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/30/03/\\_icsFiles/afieldfile/2018/03/29/1402999\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/03/_icsFiles/afieldfile/2018/03/29/1402999_001.pdf)〉、中央教育審議会大学分科会将来構想部会（2018 年 1 月 24 日開催）配付資料等を基にしている。

<sup>10</sup> 「3 つの重点支援の枠組み」に対しては、国立大学の機能分化につながるのではないかと懸念が示されている。なお、下村文部科学大臣（当時）は、これに対して、国として国立大学を類型化しようという発想はない、国が国立大学の機能や役割を限定するものではない旨答弁している（第 189 回国会衆議院文部科学委員会議録第 9 号 8 頁（2015. 5. 15））。

ジョン」及びその実現に向けた「戦略」等を作成することとされている。

文部科学省は、「戦略」の進捗状況等について、毎年度、外部有識者からの意見を踏まえて評価を行うこととされ、各国立大学から拠出された運営費交付金の一部が、評価に基づき、再配分されている。なお、再配分は、「3つの重点支援の枠組み」ごとに行われる。

2018年度予算では、前年度までの積み上げを含め285億円（うち新規分約100億円）が再配分されており、評価結果に基づく各大学への配分割合は、図表2のとおりである。

図表2 評価結果に基づく各大学への配分割合（2018年度予算）

反映率(大学ごと)	110%以上	110%未満 100%以上	100%未満 90%以上	90%未満 80%以上	80%未満
重点支援①(地域のニーズに応える人材育成・研究を推進)【55大学】	7大学	18大学	21大学	7大学	2大学
重点支援②(分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進)【15大学】	1大学	7大学	5大学	1大学	1大学
重点支援③(世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進)【16大学】	0大学	7大学	9大学	0大学	0大学

(出所) 文部科学省「平成30年度国立大学法人運営費交付金の重点支援の評価結果について」(2018.3.28)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/30/03/\\_icsFiles/afieldfile/2018/03/29/1402999\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/03/_icsFiles/afieldfile/2018/03/29/1402999_001.pdf)  
 等を基に作成

### 3. 2019年度予算編成に係る主な議論 ～「評価に基づく配分」をめぐるスタンスの違い～

2019年度の文部科学省予算の編成に当たっては、運営費交付金の「評価に基づく配分」の在り方が、議論の焦点の一つとなった。そこで、本節では、2019年度予算編成に係る主な議論を振り返ることとする。

#### (1) 文部科学省の概算要求

「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(2018年6月15日閣議決定)では、教育研究の質的改善に向けた評価制度の改善(例:複数併存・重複する大学評価制度の関係の整理、客観的な指標に基づく評価等)や、「頑張る大学の取組を後押しする」ための財政支援に関するメリハリ付けの強化等が求められた。

これを受けて、文部科学省は、概算要求(2018年8月)において、①メリハリある重点支援の推進(重点支援枠を、約100億円(新規分)から約400億円に増額)、②人事給与マネジメント改革や外部資金獲得などの経営改革に係る共通指標の導入等を掲げた。

#### (2) 財政制度等審議会財政制度分科会における議論

2018年10月24日に行われた財務省の財政制度等審議会財政制度分科会(以下「財政審分科会」という。)では、「文教・科学技術」を議題として、運営費交付金の在り方についても議論が行われた。財政審分科会では、運営費交付金における現行の「評価に基づく配分」の課題及び検討の方向性等が示された。その概要は、図表3のとおりである。

図表3 現行の「評価に基づく配分」の課題及び検討の方向性

現行の「評価に基づく配分」の課題	検討の方向性
<p>◆「評価に基づき」配分される経費はごく一部。相当なコストをかけて「評価」を行っているにもかかわらず、「量」「質」の両面において、我が国の教育研究の質向上に実効性がない。</p> <p>◆教育研究の成果につながるか必ずしも明らかではない「インプット指標」（例：自学自習施設の増加状況、就職相談等の実施件数）や、そもそも教育研究とは無関係な指標（例：救急車受入件数・ドクターヘリ稼働件数）が設定され、これに基づき評価がなされ、おおむね「A評価」。</p> <p>◆たとえば、アウトカム指標（例：学生の英語力（TOEIC））だとしても、それぞれが設定した目標への進捗のほか、「適切なKPIか」「実績を把握しているか」等の観点から評価されており、<u>教育・研究の実績に応じた相対評価はなされていない。</u></p>	<p>◆国立大学法人の運営費交付金等については、<u>社会のニーズに応じた教育水準・グローバルレベルでの研究水準の向上が図られるよう、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>複数併存・重複する評価制度を整理統合し、教育面では例えば就職率・進学率など、研究面では例えば教員一人当たりトップ10%論文数・若手教員比率・外部資金獲得額などのアウトカムあるいはそれに類する共通指標を用い、相対評価かつ厳密な第三者評価を実施するとともに、</u></li> <li>・<u>これらの教育・研究の質を評価する共通指標に基づいて配分する割合をまずは10%程度にまで高める</u>ことが必要ではないか。</li> </ul>

（出所）財政制度等審議会財政制度分科会（2018年10月24日開催）配付資料を基に作成

「検討の方向性」では、教育水準・研究水準の向上を目的に、評価制度を改善するとともに、「共通指標に基づいて配分する割合をまずは10%程度にまで高める」こと等が挙げられている。「10%程度にまで高める」については、近年の運営費交付金の予算規模がおおむね1兆円程度であることから、1,000億円程度を「評価に基づく配分」とするよう求めたことになる。これは、文部科学省の概算要求（重点支援枠を約400億円に増額）を大幅に上回る水準である。

### （3）国立大学協会会長の声明<sup>11</sup>

財政審分科会の議論を受けて、11月2日、一般社団法人国立大学協会（以下「国大協」という。）の山極壽一会長（京都大学総長）は、声明を出した。同声明は、財政審分科会が示した、毎年度の「教育・研究の質を評価する共通指標に基づいて配分する割合をまずは10%程度にまで高める」という方向性について、「国立大学の経営基盤を一層不安定で脆弱なものとするとともに、中長期的な戦略に基づく積極的な改革の取組を困難にするだけでなく、財政基盤の弱い大学の存在自体を危うくし、ひいては我が国の高等教育及び科学技術・学術研究の体制全体の衰弱化さらには崩壊をもたらしかねないものであって、国立大学協会としては強く反対せざるを得ない」（下線は引用者による強調（以下同じ））とした。

そして、「厳格な評価とそれに基づく資源配分が重要であることは十分認識している」と

<sup>11</sup> 一般社団法人国立大学協会会長山極壽一「国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置を！（声明）—国立大学が将来を見通した経営戦略の下に改革を実行していくために—」（2018.11.2）<<https://www.janu.jp/news/files/20181102-wnew-seimei.pdf>>。なお、同声明のうち本節において引用した箇所の中には、原典において下線が引かれているが、本稿においては、分かりやすさを優先し、（引用者による強調を除き）下線を付さないこととした。

しながらも、「毎年度ではなく6年間の中期目標期間を基本とした評価と資源配分の安定的な仕組みを確立することを求める」、「教育・研究の質に係る指標及び評価手法の開発は重要な課題であるが、…試行なども経つつ十分な検討・準備を行った上で実施すべきである」とした。

#### (4) 国会における主な質疑

第197回国会（臨時会）においては、主に、「評価に基づく配分」の割合を拡大することに批判的な観点から質疑が行われた。

10%程度に拡大する根拠に関する、うへの財務副大臣の、「私ども〔財務省〕としては〔評価に基づく配分〕の割合が〕できるだけ大きい方が望ましいと考えておりますが、31年度は400億円を評価して配分するとの文部科学省の要求に対し、思い切って倍以上にしたいとのお趣旨で、まずは10%、1,000億円程度まで拡充することを10月24日の財政制度等審議会で提案した」（〔〕内は引用者による追記（以下同じ））との答弁に対して、質疑者からは、10%程度とする「根拠がない」との指摘がなされた<sup>12</sup>。

また、国大協会長の声明に対する見解を問われた柴山文部科学大臣も、「文部科学省としては、国立大学の教育研究力の向上の観点から、一定の評価に基づく再配分を行うこと自体は重要だと考えておりますけれども、評価に基づいて配分する額を運営費交付金の10%程度にまで拡大すべきかどうかということは、また別途考えなければいけないと考えております。仮に、国立大学の第3期中期目標期間、2016年度から2021年度の中途である2019年度から毎年度、運営費交付金を余りに大きく変動させるということになりますと、教育研究の安定性、継続性や、各大学が目指している自主的で計画的な改革の実施というものがどうなるのかということにいろいろと疑問が出てくる可能性があります。そういった観点から、よく議論をしてみたい」と答弁し<sup>13</sup>、慎重な姿勢を示した。

#### (5) 総合科学技術・イノベーション会議における内閣総理大臣の発言<sup>14</sup>

その後、12月20日に行われた総合科学技術・イノベーション会議において、安倍内閣総理大臣は、「大学改革を本格的に実行する段階に来た。…来年度から、国立大学の運営費交付金の約1割を対象に、若手研究者比率や民間資金の獲得状況など、客観的で比較可能な共通指標を中心に、改革の実績に応じた配分とすることで、経営改革に取り組む大学を支援する」旨述べた。これにより、2019年度予算における運営費交付金の「評価に基づく配分」が、おおむね財政審分科会における議論に沿った形で行われることが確定的となった。

また、安倍内閣総理大臣は、「この改革を更に推し進め、戦略的・計画的な経営改革が行われるよう、第4期中期目標期間において、運営費交付金全体の配分方法の見直しを実現

<sup>12</sup> 第197回国会衆議院文部科学委員会議録第2号4頁（2018.11.14）

<sup>13</sup> 第197回国会衆議院文部科学委員会議録第6号32～33頁（2018.11.28）

<sup>14</sup> 「第41回総合科学技術・イノベーション会議 議事要旨」（2018.12.20）〈<https://www8.cao.go.jp/cstp/siryu/giji/giji-si041.pdf>〉

する」として、2022年度から始まる第4期中期目標期間に向けて、更なる見直しを行う方向性を示した。

#### 4. 2019年度以降の「評価に基づく配分」の方向性

2019年度予算は、2018年12月21日に政府案が閣議決定された後、2019年1月18日の概算の変更の閣議決定を経て、同月28日に第198回国会（常会）に提出された。その後、衆参両院での審議を経て、3月27日に政府案どおり成立した。

2019年度予算に係る財務省の説明資料「平成31年度文教・科学技術予算のポイント」（2018.12）では、2019年度以降の運営費交付金の「評価に基づく配分」の在り方について、方向性が示されており、その概要は、図表4のとおりである。

図表4 2019年度以降の「評価に基づく配分」の概要

【2019年度における「評価に基づく配分」】
<p>◆「評価に基づく配分」を1,000億円に拡大する。</p> <p>◆このうち、</p> <p>①700億円は教育・研究の成果に係る客観的な共通指標等に基づく配分</p> <p>②300億円は既存の重点支援評価に基づく配分とする。</p>
<p><b>①成果に係る客観的な共通指標等に基づく配分（700億円）</b></p> <p>◆基幹経費<sup>(注1)</sup>において、成果に係る客観・共通指標による相対評価に基づく配分を行う。</p> <p>◆2019年度は、機能強化経費<sup>(注2)</sup>からの基幹経費化分（機能強化促進費（補助金）等300億円以内を基幹経費化）と合わせた700億円について、下記の指標による配分を行う。</p> <p><b>(i) 会計マネジメント改革の推進状況（100億円）</b></p> <p>－学部・研究科ごとの予算・決算の管理、学内予算配分への活用、情報開示状況及びこれに向けた取組に基づき配分</p> <p><b>(ii) 教員一人当たり外部資金獲得実績（230億円）</b></p> <p>－以下の獲得実績に基づき、点数を付与して配分</p> <p>ア) 研究教育資金獲得実績（共同研究、受託研究、受託事業等の用途の特定された資金）</p> <p>イ) 経営資金獲得実績（寄附金、雑収入等の用途の特定のない資金）</p> <p><b>(iii) 若手研究者比率（150億円）</b></p> <p>－常勤若手教員の常勤教員に占める比率に基づき、点数を付して配分</p> <p><b>(iv) 運営費交付金等コスト当たりトップ10%論文数（試行）（100億円）</b></p> <p>－運営費交付金等コスト当たりトップ10%論文数に基づき、点数を付して配分 （重点支援③（世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進）の16大学のみ）</p> <p><b>(v) 人事給与・施設マネジメント改革の推進状況（120億円）</b></p> <p>－人事給与・施設マネジメント改革の推進状況（業績評価の処遇への反映、クロスアポイントメント、戦略的施設マネジメントなど特筆事項等）により評価ポイントを算出し、これに基づき配分（※2020年度以降、②の配分に振替え）</p> <p>◆傾斜（変動幅）は、2019年度においては、激変緩和の観点から以下のとおりとする。</p> <p>－「上位10%の大学：110%」「上位10～30%の大学：105%」「上位30～50%の大学：100%」「上位50～70%の大学：95%」「残り30%の大学：90%」（実際の配分においては、全体に圧縮率又は拡大率を乗じて調整）</p>
<p><b>②機能強化経費の「機能強化促進分」で、各大学の評価指標に基づき再配分（300億円）</b></p> <p style="text-align: center;">（※「機能強化促進費」（補助金）は廃止した上で①の原資に活用）</p> <p>◆機能強化に向けた重点的な取組の進捗状況（300億円）</p> <p>－精選された各大学の評価指標（KPI）に基づく各項目のKPIポイントの合計から大学全体の評価ポイントを算出し、これに基づき再配分</p>
【2020年度以降の「評価に基づく配分」に向けた取組】
<p>◆2020年度以降、①については、②の配分からの振替え等により対象額（配分割合）を700億円から拡大するとともに、傾斜（変動幅）を拡大する。</p> <p>◆①のうち、教育・研究の成果に係る指標については、<u>2019年度においては上記のとおり試行導入とし、2019年夏頃までに、教育研究や学問分野ごとの特性を反映した客観・共通指標及び評価について検討し、検討結果を2020年度以降の適用に活用する。</u></p>

(注1) 基幹経費：人件費、光熱水料等、国立大学の教育研究を実施する上で必要な経費。運営費交付金の約9割を占める。従来、原則前年同額で配分されてきた。

(注2) 機能強化経費：機能強化に応じた支援費用等。

(出所) 財務省「平成31年度文教・科学技術予算のポイント」（2018.12）〈[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2019/seifuan31/11.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/11.pdf)〉、田中弥生「国立大学改革～評価と運営費交付金から捉えた課題～」行政管理研究センター編『季刊評価クォーターリー』第48号（2019.1）等を基に作成

## 5. おわりに

3. 及び4. で見てきたように、2019年度予算における運営費交付金の「評価に基づく配分」は、おおむね財政審分科会における議論に沿った形で行われることとなった。運営費交付金に占める「評価に基づく配分」の割合が急増する結果になったことに対しては、「文部科学省も急激な拡大に反対していたが、結果的に財務省に押し切られた形になった」<sup>15</sup>との見方があり、国大協においても、反対意見が相次いだとされている<sup>16</sup>。

また、2022年度から始まる第4期中期目標期間において、「評価に基づく配分」の仕組みを運営費交付金全体に広げるという政府の方針に対しても、「衝撃的」、「国立大改革は04年度の法人化以降で新たなヤマ場を迎える」など、その影響の大きさを指摘する声がある<sup>17</sup>。

「評価に基づく配分」が、制度として適切に機能していくためには、とりわけ以下の2点が重要であると考えられる。

1点目は、「評価に基づく配分」を行う目的を一層明確にすることである。

「評価に基づく配分」を1,000億円程度とする目的について、財政審分科会の議論では、教育水準・研究水準の向上が挙げられた一方で、総合科学技術・イノベーション会議における安倍内閣総理大臣の発言では、「経営改革に取り組む大学を支援する」ことが目的とされていた（3.（2）及び（5）参照）。

目的が異なれば、「評価に基づく配分」を実施する上で用いるべき評価基準は、異なるものになり得る<sup>18</sup>。適切な評価基準を設定していくために、目的の更なる明確化は必要不可欠であろう。また、目的の明確化は、掲げられた目的を達成するために「評価に基づく配分」という手段を用いることが理に適っているか否かを検証するという観点からも、重要と考えられる。

2点目は、評価を受ける国立大学法人側の意見を十分に聴くことである。

山極国大協会長は、2019年度予算等に関して、「第3期中期目標期間の途中における大幅な配分方法の見直しや、評価基準及び評価手法が不明なままに評価対象経費を過度に大きくすることは、国立大学法人の財政基盤を不安定にするものであり、極めて残念」<sup>19 20</sup>、「2020年度以降の評価及び予算への反映等については、国立大学協会と十分に協議して見

---

<sup>15</sup> 『毎日新聞』（2018.12.19）

<sup>16</sup> 『読売新聞』（2019.1.24）

<sup>17</sup> 『日刊工業新聞』（2018.12.26）

<sup>18</sup> 実際、2019年度の「評価に基づく配分」（図表4参照）についても、①教育水準・研究水準の向上に係る評価基準と思われるもの（(ii) 教員一人当たり外部資金獲得実績、(iv) 運営費交付金等コスト当たりトップ10%論文数）、②経営改革に係る評価基準と思われるもの（(i) 会計マネジメント改革の推進状況、(v) 人事給与・施設マネジメント改革の推進状況）の両方が併存しているように思われる。

<sup>19</sup> 一般社団法人国立大学協会会長山極壽一「平成31年度国立大学関係予算及び税制改正等について【会長コメント】」（2019.1.23）〈<https://www.janu.jp/news/files/20190123-wnew-comment.pdf>〉

<sup>20</sup> この点に関連して、「大学関係者からは困惑と怒りの声が沸き起こっている」とされる背景の一つには、第3期中期目標期間初年度（2016年度）から導入された重点支援評価による配分の方式が、「中期目標期間中の6年間は変わらないと考えられてきた」中で、期間途中の2019年度から大幅に見直されたことが挙げられる（『科学新聞』（2019.2.1））。

直しを行うとともに、第4期中期目標期間（2022年度以降）に向けては、国立大学協会における今後の検討を踏まえ、国立大学法人制度の本旨に則った6年間の中期目標期間を基本とする評価と資源配分の安定的な仕組みが確立されることを強く要望〔する〕<sup>21</sup>とコメントを出している。

評価を受ける国立大学法人側の意見が尊重されず、関係者の納得が得られない仕組みとなってしまうと、「評価に基づく配分」により、望ましい政策目的を達成することは難しくなる。そうした観点からも、政府は、本コメントを重く受けとめる必要があるだろう。

「評価に基づく配分」を含む運営費交付金の望ましい在り方、さらには、「選択と集中」を中核とした近年の高等教育政策の在り方に関して、一層の議論の積み重ねが期待される。

（たけうち けんた）

---

<sup>21</sup> 前掲注 19